

## 第 9 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和5年9月14日(木)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 野田 清太・14 池山 允敏  
15 宮本 政春・16 中谷 秀也・17 西森 偉統  
18 結城 晋三・20 諸戸 善昭  
22 中野 たつ子・24 岡田 勇樹

以上10名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 野村事務局長・加賀事務局次長・小谷主事補

総合支所 久居：若松主査 一志：田中主事補  
白山：東山担当主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 17 西森 偉統・24 岡田 勇樹

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第3号 時効取得による所有権の移転について  
報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第4号 非農地証明願について  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)  
附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>

## 議 事 の 大 要

議 長 それでは、第9回第2農地部会を開会いたします。  
本日の欠席はございません。出席委員数は10名でございます。  
議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。  
17番 西森 偉統・24番 岡田 勇樹の両委員にお願いしたいと思いますので  
よろしくお願いたします。  
本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりで  
ございますのでよろしくお願いたします。  
それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。

事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正を1箇所、  
お願いたします。

12ページの議案第3号、番号1をご覧ください。  
この案件につきまして、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いたし  
ます。  
また、この削除に伴い、13ページの下の合計欄について、合計14筆を13筆  
に、計7,949.54㎡を7,030.54㎡に、そしてその他919㎡を0㎡  
に修正をお願いたします。  
それでは、議案書の1ページから2ページをお願いたします。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。  
番号1から9で、件数は9件、合計面積は11,591㎡で、すべて田でござい  
ます。  
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約し  
たものであります。

3ページから6ページをお願いたします。  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。  
番号1から7で、件数は7件、合計面積は26,730,91㎡で、その内訳は  
田が21,341㎡、畑が4,802.91㎡でございます。  
これらにつきましては、相続の届出でございます。  
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性があります  
ので、届出人に対して指導しております。

7ページをお願いたします。  
報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。  
番号1 権利者 \_\_\_\_\_、申請地は畑で、取得年月日は昭和63年8月13日  
でございます。  
以上、件数は1件、合計面積は247㎡で、すべて畑でございます。  
この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地  
として維持管理しており、取得時効が成立しています。

8ページをお願いたします。

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1 一般個人住宅用地

番号2 一般個人住宅用地

番号3 一般個人住宅用地

以上、件数は3件、合計面積は1, 253㎡で、すべて畑でございます。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、9ページをお願いいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 戸木町八丁山\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 456㎡ 外1筆、合計面積 839㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 栗葉 外、申請地 庄田町西川原\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 934㎡ 外3筆、合計面積 3, 294㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 栗葉、申請地 稲葉町柵\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 346㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 5, 591. 05㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号4、地区 大三、申請地 白山町三ヶ野親垣内\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 300㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、耕作不便のためです。

番号5、地区 竹原、申請地 美杉町竹原東垣内\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 765㎡ 外1筆、合計面積 2, 161㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 17, 037㎡、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

10ページをお願いいたします。

番号6、地区 八知、申請地 美杉町八知庄屋田\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 520㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 4, 220㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、相手方の要望のため、譲渡理由は、遠方による耕作不便のためです。

番号7、地区 多気、申請地 美杉町下多気下之世古\_\_\_\_\_、登記地目・現況

地目とも畑、面積 155㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_。  
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は7件、合計面積は7,615㎡で、その内訳は田が6,321㎡、畑が1,294㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番お願いします。

田口委員 6番田口です。9月7日に事務局と現地を見てまいりました。農業委員の野田さん、諸戸さん、中野さん、事務局と見てまいりました。宅地造成しておる近くです。問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 2番と3番、お願いします。

池山委員 14番池山です。先に一志町高野の3筆。庄田町西川原の隣にあるところです。\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_の間にあり、譲渡人はほかにおりますけど、まとめて譲り受けるということで、この辺りすべて\_\_\_\_\_がやって見えるので問題なかろうということで、地元推進委員も問題なく了解しました。以上です。

野田委員 3番について説明させていただきます。9月7日に諸戸部会長、中野委員、推進委員3名、事務局で現地を見ました。事務局の説明通りで、全く問題ございません。

議長 4番、お願いします。

中谷委員 16番中谷です。7日に西森、中谷両委員と、事務局で見てまいりました。場所は\_\_\_\_\_のそばで、西側のちょっと奥まったところで、受人も別荘代わりに住んで耕作に来るということです。周りも、耕作していただけるのならいいかなと思っています。問題ないかと思ひます。

議長 5番から7番お願いします。

結城委員 18番結城です。5番、7日の日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。渡人は高齢で農業経営が困難になり、受人は農業経営の拡大のためです。6番は、これも7日に地元推進委員と事務局で現地確認いたしました。渡人は遠方のため管理が難しいということで、受人は新規営農ではなさそうですが、仕方ないかなと思ひます。7番は、地元推進委員と事務局で現地の確認をいたしました。譲渡人は高齢になり\_\_\_\_\_に移住したことから、宅地等を含め\_\_\_\_\_さんに譲渡したい。

\_\_\_\_\_さんは宅地を含め本件を譲り受け農業をするので問題ないと思います。以上です。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

議長 続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 11ページをお願いいたします。  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。  
番号1、地区 久居、申請地 久居明神町西藤谷\_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 195㎡ 外2筆、合計面積 326㎡、申請者 \_\_\_\_\_ 外1名。  
これにつきましては、申請地を公衆用道路とするものです。  
平成12年に、資材置場として転用許可を受けたが、地目変更が出来ていなかった旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。  
都市計画法第29条との同時許可となります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 川口、申請地 白山町川口琴谷\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 277㎡ 外1筆、合計面積 1,004㎡、申請者 \_\_\_\_\_。  
これにつきましては、申請地を山林とするものです。  
昭和55年頃から、植林した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は1,330㎡で、その内訳は田が1,053㎡、畑が277㎡でございます。

この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

田口委員 6番田口です。9月7日に見てまいりました。これは次に出てくる公用道路ができるとことでして、何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 2番お願いします。

中谷委員 16番中谷です。7日に西森、中谷両委員と地元推進委員、事務局で確認してまいりました。場所は\_\_\_\_\_の進入路、琴谷の方は\_\_\_\_\_、事務局の説明通り現在山林になっております。風呂ノ谷の方は\_\_\_\_\_で、まだ木は植わってないのですが、田といえば田ですが山の中の谷の間で、草は生えてなくてモノを作るのはちょっと無理だなという所です。申請人は相続したのですが田としての管理はできないので山林にして管理を楽にしたいということです。問題ないかと思います。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

議 長 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号2、地区 久居、申請地 久居明神町西藤谷\_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 496㎡ 外1筆、合計面積 496.54㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を美容院用地とするものです。

平成12年に、資材置場として転用許可を受けたが、地目変更が出来ていなかった旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

都市計画法29条との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、申請地 庄田町馬廻り\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 3, 110㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を倉庫用地とするものです。

三重県宅地開発事業の基準に関する条例との同時許可となります。

農地区分は、第1種農地であり、原則転用を許可しない農地と位置付けられますが、主要地方道である\_\_\_\_\_に面しており、農地法施行規則第35条第4号にあげられる、都道府県道の沿道の区域に設置される流通業務施設のため、不許可の例外に該当するものと判断されます。

番号4、地区 榑原、申請地 榑原町野崎\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 317㎡ 外3筆、合計面積 1, 222㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、510.4㎡、パネル設置率は、41.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 川合、申請地 一志町八太川ヶ島\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 264㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

13ページをお願いいたします。

番号6、地区 八知、申請地 美杉町八知蔵垣内\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 925㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、457㎡、パネル設置率は、49.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 八知、申請地 美杉町八知前田口\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 516㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 多気、申請地 美杉町下多気六田\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 234㎡ 外2筆、合計面積 497㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

昭和40年頃に、資材置場と小屋にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は7件、合計面積は7, 030.54㎡、このうち田が5, 047.54㎡で、畑が1, 983㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

田口委員 6番田口です。農業委員の諸戸さん、野田さん、中野さんと地元推進委員3名、と事務局で見て参りました。事務局説明通り問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 3番、4番お願ひします。

野田委員 7番野田です。3番ですが9月7日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員3名と私が立ち会いを行いました。場所は\_\_\_\_\_の南約100メートルのところ。事務局の説明通りですが、周りは開発が進み、当該土地は日陰となってやむを得ないなと思います。

4番は、諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員3名と事務局とで見て参りました。\_\_\_\_\_付近で、周りには人家もなく、問題はないものと思われます。以上です。

議長 5番お願ひします。

池山委員 14番池山です。9月7日に農業委員、推進委員、事務局と見て参りました。\_\_\_\_\_の北200メートルのところ、メイン道路から一寸入ったところですが、\_\_\_\_\_との間です。耕作されていないところで、辛うじてトラックが入れるかなあというところですが、資材置場に使うということで、周囲に対する問題はなからうと思います。以上です。

議長 6, 7, 8番お願ひします。

結城委員 18番結城です。6番、7日に地元推進委員と事務局とで現地を確認いたしました。受人は太陽光発電施設として利用したい。渡人も荒らしとくより太陽光にした方がええやろということでございます。

7番八知は同じ地元推進委員と事務局とで現地確認しました。渡人は高齢になり農業をできなくなったので売り渡したいということです。そう高齢でもなさそうですがやむを得ない。

8番、地元推進委員と事務局とで現地を確認いたしました。昭和40年頃、資材置場として\_\_\_\_\_に貸した。貸したのか売ったのかよう分かりませんが、今回、写真を添付して始末書が出ておりますので、問題ないかと思ひますのでよろしくお願ひします。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見をお伺いしたいと思ひます。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

議長 続きまして、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第4号 非農地証明願について

番号1、地区 栗葉、願出者 \_\_\_\_\_、対象地 稲葉町中山 \_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 595㎡ 外1筆、合計面積 1,150㎡。

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（平成13年撮影）により、対象地に昭和55年頃に植林し、現在に至ることが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 八ツ山、願出者 \_\_\_\_\_、対象地 白山町八対野下出 \_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 242㎡。

これにつきましては、令和5年度固定資産課税台帳記載事項証明書により、対象地に昭和38年に農機具小屋を建築し、現在に至ることが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は2件、合計面積は1,392㎡で、すべて畑でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

野田委員 7番野田です。9月7日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員3名と事務局とで見て参りました。場所は \_\_\_\_\_ から南西に約200メートルに位置するところです。事務局の説明通りでございます。すでに木も大きくなり、問題ないと思います。以上です。

議長 2番お願いします。

西森委員 17番西森です。9月7日に中谷、西森両委員、地元推進委員と事務局、行政書士というメンバーで見て参りました。場所は\_\_\_\_\_から南の方へ約300メートルほど行ったところ。先月も空き家バンクの利用ということで出てきた方なんですけど、道を挟んだ前です。事務局の説明通りなんですけど、昭和38年、もう60年も前から小屋が建っていたものです。何ら問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思ひます。いかがでしょうか。

結城委員 山林は、前は木を切って年輪の写真見やんならんだやんか。

事務局 今は課税台帳とか航空写真とか、航空写真は国土地理院の証明がついています。それで20年以上経っているのを確認できますので、証明の仕方が違うだけです。必ず木を伐って年輪を数えて確認する必要はありません。

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については証明することに決定したいと思ひます。

議 長 次に別冊でお配りしました議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>を議題といたします。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で、14,953㎡、畑の賃貸借、使用貸借で7,228㎡、契約件数は9件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で39,102㎡、契約件数は21件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で6,022㎡、畑の使用貸借で1,261㎡、契約件数は7件でございます。

美杉地区につきましては、該当がありませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて60,077㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて8,489㎡、合計契約件数は37件、合計面積

は68,566㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区4件、一志地区20件、白山地区5件で、合計29件、合計面積は59,491㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で78.3%、面積で86.7%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回は2件ございました。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、2ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございませんでした。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。  
それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議長 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。  
これをもちまして、第9回第2農地部会を閉会します。

午後2時37分

上記は、第9回第2農地部会の議事を録したものである。

令和5年9月14日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_